

審 査 基 準

平成 2 7 年 5 月 1 5 日 作成

法 令 名 : 行政財産の使用料に関する条例
根 拠 条 項 : 第 4 条
処 分 の 概 要 : 使用料の減免
原権者 (委任先) : 島根県警察本部警務部会計課長又は警察署長
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 : 使用料の減免の審査は、使用許可の審査 (標準処理期間の設定なし) と同時に処理すべきものであるため、設定しない。
申 請 先 : 島根県警察本部警務部会計課管財第一係、警察署会計課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部警務部会計課管財第一係、警察署会計課 (係)
備 考 :

別紙：

審査基準：

行政財産の使用料等の取扱い

条例根拠	区 分	5割を超える減額又は免除のできる場合	5割以内の減額のできる場合
1 号	1 他の地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用する場合に実費（講習等の教材費を除く。）又は定額な利用料を徴収するとき。
	2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条に規定する共済組合が使用するとき。	当該使用をするとき。	
2 号	3 行政財産の取得又は保存について費用を負担した者が使用するとき。	当該費用の負担割合等を勘案して減免の率を定める。	
3 号	4 県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体が、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。	次のいずれかに該当する団体が使用するとき。 (1) 団体職員（臨時・嘱託を除く）に占める県職員の割合が過半数である団体 (2) 本来県の行う事務又は事業の全部又は一部を県に代わって行う団体 (3) 法令により義務的に設置され、県の指揮監督を受ける団体 (4) 団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が5割以上である団体 (5) 財団法人島根県職員互助会、財団法人島根県警察職員互助	次のいずれかに該当する団体で特に育成しなければならない者が使用するとき。 (1) 団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が5割未満である団体 (2) 県の事務事業を補う事業、又は県の事務事業に相乗効果をもたらす事業を行う団体

		会、財団法人教職員互助会	
3	5 県の職員、学生、生徒又は入院患者等のため食堂、売店、理髪所、公衆電話機、自動販売機等の福利厚生施設を設置させる場合で、著しい収益をあげないとき。	5割の減額をしても使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合	使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合
号	6 公の学術研究、公の施設等の普及宣伝その他公共目的のため短期間使用する場合で、当該施設を受ける者が営利を目的としないとき。	許可に係る財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用する場合に実費（講習等の教材費を除く。）又は定額な利用料を徴収するとき。
	7 社会教育又はスポーツの振興等を図るため短期間使用するとき。	時間を単位として使用するとき。	
	8 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。	当該使用をするとき。	
	9 島根県職員の、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条に規定する職員団体が、その事務の用に供するため使用するとき。	最小限の広さを持って利用するとき。	
	10 その他、知事が公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるときで、区分1から9により難い場合	使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定める。	